

令和6年度 障がい者理解に関する講習会

～今後の運営に活かすために～

令和7年1月9日(木)、10日(金)に茨城県トラック総合会館研修室にて、「障がい者理解講習会」を実施致しました。

講師としてお越しいただいた有賀先生は、公益社団法人茨城県地方自治研究センター 研究員として、ご自身の体験・経験を活かし国内外を問わず、障がい福祉・地域福祉の分野、また、メンタルケア心理士、不登校訪問専門士等の分野でも活躍されております。

改正「障害者差別解消法」が令和6年4月1日から施行され、合理的配慮の提供が義務化されることで、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の現実に向け、バス事業者もどのような取り組みが必要になるのか等、丁寧に説明していただきました。「こころのバリアフリー」の重要性についても社内で周知をしていただき今後の運営に活かさせていただければと思います。



こころのバリアフリーを